

質問第二四号

就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年三月三日

塩 村 あやか

参 議 院 議 長 山 東 昭 子 殿



就職氷河期世代を対象とした限定求人の改善状況に関する質問主意書

ハローワークや民間求人サイトで実施されている就職氷河期世代を対象とした限定求人においては、人手不足が著しい特定の業種に偏りが見られ、また、就職氷河期世代以外に対しても同時期・同条件で求人が行われており、政策目的に沿った限定求人であることが疑わしいものが多く見受けられたことから、令和三年六月七日に参議院決算委員会において議決された「令和元年度決算審査措置要求決議」の五番目の項目として、限定求人の改善を図ることを求めた。

この決議に対して、政府は、令和四年一月十七日に国会に提出した「令和元年度決算審査措置要求決議について講じた措置」において、就職氷河期世代を対象とした限定求人について、求人者に限定求人の趣旨を十分に説明し、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けるよう徹底することなどの改善を図っていると報告した。

この政府が講じた措置の内容について、以下のとおり質問する。

一 求人者に対する限定求人の趣旨の説明について、説明対象、実施時期、説明回数などの実施の実績、実施手段、具体的な説明内容を示されたい。

二 限定求人について、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けるよう徹底することなどの改善を図つてているとしているが、就職氷河期世代以外にも同時期・同条件で求人が行われた政策目的に沿つていらない求人がどの程度減少したか示されたい。あわせて、限定求人制度創設後の限定求人者数、限定求人人数及び職種の四半期毎の推移を示されたい。

三 就職氷河期世代の求職者のニーズに合つた求人開拓を行うに当たつて、就職氷河期世代の不安定就労者及び無業者に限り応募を受け付けるよう徹底する以外に、今後どのような対応をすべきと考えているか、政府の見解を示されたい。

右質問する。